

地域外の労働者確保に要する間接費の設計変更 Q&A

Q1 受注者が労働者宿舎を新規で設置した場合は対象となるのか。

A1 奥能登・中能登地区の復旧工事等に関し対象となります。（工種がトンネル工事、コンクリートダム工事、フィルダム工事は計上不可）設置する場合は、「建設業附属寄宿舍規程（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン(厚生労働省)」の基準を満たす必要があります。なお、修繕の場合に関しても、同基準の条件を目安に直すものとしてください。

Q2 受注者が購入又は用意した一軒家等に労働者を宿泊させた場合、受注者から労働者に賃貸という形で家賃を徴収した。この家賃分は宿泊費となるのか。

A2 労働者から受注者への家賃は対象となりません。受注者が賃貸人から一軒家等を借上げた場合の借上費は対象となります。

Q3 受注者の労働者が、別の建設会社（A）が一軒家等を購入又は用意した労働者宿舎に宿泊し（A）に宿泊費を支払った場合、その宿泊費は対象となるのか。

A3 別の建設会社が旅館業の許可を受け、その労働者宿舎の営業も許可されていれば対象となります。

Q4 受注者が、別の建設会社（A）が一軒家等を購入又は用意した労働者宿舎の一部を借上げ、労働者を宿泊させた場合、（A）に支払った借上げ費は対象となるのか。

A4 借上費の対象となります。

Q5 貸しビル、マンション、民家等を借り上げた場合の仲介料、敷金、礼金、保険料等は借上げ費の対象となるのか。

A5 仲介料、敷金、礼金、保険料等は対象となりますが、退去時に返金があった場合は最終的に支払った額のみを対象とします。

Q6 貸しビル、マンション、民家等で使用する電化製品のリース代又は買い取り費用、生活必需品の費用、通信費は対象となるか。

A6 通常、これらは賃金で賄うことから、対象となりません。

Q7 労働者宿舎をリースした場合、現場までの運搬費は対象となるのか。

A7 借上げに要する借上費が対象であり、運搬費は対象外です。

Q8 借上費と宿泊費は併用できるのか。

A8 長期的に労働者を確保する場合は、貸しビル、マンション、民家等を借上げて労働者を住ませ、短期的に労働者を確保する場合は、旅館、ホテルなどに労働者を宿泊させる等、働き方の実態に合わせ併用することは可能です。

Q9 労働者宿舎として建物を借り上げたが、電気設備や排水設備、空調設備、建物の老朽化等により現状では使用できなかったため改修した。借上げ費用に含めることは可能か。

A9 改修費用を借上費に含めることはできません。

建屋の所有権が自社にある労働者宿舎を修繕する場合は、維持・補修費として計上が可能です。ただし、修繕の程度についてはA1に記載の基準を目安としてください。

Q10 土日祝日等の休工日の宿泊費は対象となるのか。

A10 土日祝日等に関わらず、当該工事に従事する労働者の労働時間等に対し、宿泊することが妥当であると客観的に判断できる場合は対象となります。労働者の所在地が分かる資料作業日報、出勤簿などにより確認し個別の判断となります。

Q11 通勤に要する高速道路利用料、燃料消費量、車両損料は、賃金以外の食事、通勤等に要する費用に含まれるのか。

A11 賃金以外に要した経費のみ、食事、通勤等に要する費用の対象となります。

Q12 労働者を輸送する際に、レンタカーを借りて現場で働く労働者が運転した。運転手の費用は対象となるのか。

A12 対象となりません。輸送のための運転手を別途雇用・契約した場合は対象となります。

Q13 労働者を会社から現場まで送迎するために準備したレンタカーの代金は労働者送迎費の対象なのか。

A13 対象となります。

Q14 賃金以外の食事、通勤等に要する費用のうち、食事とはどのような場合が対象となるのか。

A14 通常、朝昼晩の食事は賃金から支払うため対象外ですが、特記仕様書において所定労働時間を超える作業であると明記されている工事や、発注者との協議において所定労働時間外の作業を行うこととなった場合などは、社内規定や社内規則に基づき、会社が労働者に支払う食事補助手当等が対象となります。

宿泊を伴う場合かつ社内規定や社内規則で食卓料（食事補助費）や日当を支払うことができることとしている場合は、時間外勤務を問わず対象とし、労働者に支払ったことを、社内規定、社内規則により確認します。

Q15 租税公課とは何が含まれますか？

A15 固定資産税になります。宿舍を設置した際に固定資産税がかかる場合、工事期間分の固定資産税が計上対象となります。

なお、宿舍の設置は、コンテナハウス等のリース品が主流と想定しており、リース品などの固定資産税がかからないものについては計上なしとなります。

Q16 新規設置した宿舍は、工事の都度撤去するのですか？

A16 宿舍の有効利用の観点から、原則引継ぎを考えておりますが、引継ぎ業者がないなど、管理者不在となる場合は撤去することとなります。